

報道機関の社会的責任と説明責任

「ジャーナリズムの現在」についての一つの視点

川口信行*

強度な制度疲労を起こしたかのように、ここ数年の間に、報道機関の根幹をゆるがすような事件が続発している。1993年の椿発言問題、翌年の松本サリン事件報道、ついでTBSビデオ問題、去年から今年にかけてのペルー人質事件突撃取材。いずれも取材・報道の在り方が問われているだけでなく、批判を受けたり、過誤があったりしたときに、報道機関はどう対応すべきか、従来の枠や意識を越えた、新しい社会的基準が求められているように思える。流行の言葉を使えば報道機関のaccountability（説明責任）とでもいえばいいのか。

ジャーナリズムは、変わっていくべきものと、変わってはいけないものを同時に抱えている。あたかも1996年、衛星デジタル放送がはじまり、放送の多チャンネル化が急スピードで進行している。他方、情報公開という市民の側からの公的情報へのアクセス権が現実のものとなり、全国的な運動を展開している。開かれた政府、開かれたマスコミ、という図式も、何かを暗示しているようである。時代の潮流の変化に沿いながら、具体的な事件を材料に、ジャーナリズムの今日的問題を考えてみる。

1. ペルー人質事件「突撃取材」の意味

(1) テレビと情報管理

ペルーの日本大使公邸人質事件は、幾つかの課題を残した。4カ月余の膠着状態のあと1997年4月22日、突如、軍特殊部隊の強行突入によって解決をみたが、以来、さまざまな議論が続いている。フジモリ大統領の決断を讃える論調、武装ゲリラとの交渉は演技だったのかという批判、青木盛久大使に向けられた毀譽褒貶、日本政府の危機管理の姿勢、在外公館の情報収集能力など。フジモリ政権の強権的な性格や服役囚の処遇などもクローズアップされた。

いずれも興味あるテーマだが、この項では、これらの問題には触れない。あくまで取材・報道の在り方の視点から、いわゆる「突撃取材」をどう見るか、各報道機関はどう対応したかを、時間の経過をたどりながら考えてみたい。

「フジモリ大統領は、たぐいまれなメディア戦略家である」

と評したペルーの大学研究者がいるが、そのメディアを操る才腕は、武力解決の過程で遺憾

なく発揮された。彼が示したテレビ画面に向けての政治的パフォーマンスは、鮮やかといはかなかつた。すべてを計算し尽くし、臆するところもなく堂々と演じてみせた。白いシャツを腕まくりし、防弾チョッキで身をかため、握りしめた無線機で指令を発しながら行動する姿は、まさに現地司令官の趣きである。無事解放された人質と握手したり、抱擁したり、旗を振ったり、演説したり、まるで大統領は、テレビカメラの撮影位置まで指定しているかのようであった。

武力突入は、午後3時23分、まさに白昼堂々と強行されたのだったが、綿密な情報収集と緻密な作戦が背景にあったことはいうまでもない。そして大統領の「鉄の決断」が、全てを支配しているように見えた。結果は、ゲリラ14人全員が射殺され、他方、人質1人、軍特殊部隊員2人が犠牲になったが、71人の人質を無事解放するという大きな「成果」をあげた。女優の富士真奈美さんが、4月26日付の毎日新聞で、テレビでの印象をズバリこう語っていた。

*東京情報大学教授

1997年6月25日受理

「ともかくフジモリさんには驚いた。根気よく交渉を重ね、アメリカやキューバに行ったり、橋本さんにもカナダで会つたり。でも、終わつてみれば、最初から釈放なんていうゲリラの要求に応じるつもりはしなんだから。スゴイ、シブトイ、ツヨイ。最後はスバヤイ。イヨツ大統領！って感じ」

テレビ中継の威力、恐るべし、である。私も、久し振りにテレビ生中継の迫力に吸い込まれた。もちろん、投降したゲリラの何人かが、どさくさの中で処刑されていた、というようなことは映し出されるはずもない。常に何かが隠された状態でのテレビ画面である。それは分かっていてもテレビ映像が訴えかける力は圧倒的である。ましてやフジモリ大統領は、その政治的効用をよく知っていた。ペルー国内で落ち込んでいたフジモリ支持率が、一時的にではあるがピンと跳ね上がった理由はここにある。(注1) 海外の新聞論調も武力制圧には好意的で、たとえば、4月24日付の米ワシントン・ポスト紙は、こう書いている。「フジモリ大統領が政治的計算から行動したという人もいる。たとえどうとしても、ほかの指導者が同様のケースでこうした綿密な計算ができるか試してみればいい。彼は人を殺す用意のある殺人者たちと対峙していたのだ。テロリストの仲間を釈放せよとの要求には、彼の威信だけでなく、国家の権威がかかっていた」(注2)

テロに敏感になっている世界が注視する中で、フジモリ大統領は、存在感をアピールすることに成功した。が、報道陣にとっては、何とも厄介な相手であった。徹底した情報管理が敷かれ、何が起こっているのか、何をやろうとしているのか、ペルー政府の考えがまるで分からぬ。日本政府にも、情報はあまり伝えられなかつたらしい。その日本の外務省や現地の対策本部も、ガードを固くした。すべて人質の安全ということが、大義名分として使われた。

占拠間もなく電話が切断されたこともあって、大使公邸内の様子やゲリラの主張など、あ

る時期から取材のしようもなくなっていた。解放された人質の断片的な話や、邸内と報道陣を結ぶ無線交信、赤十字国際委員会やカトリック代表たちの簡潔な談話などで、かろうじて知ることができたくらいである。それでいてフジモリ大統領の一方的な政治的発言や派手な行動は、おおっぴらに報道された。

だから、もし12月31日(1996年)の共同通信カメラマンらの邸内「突撃取材」がなければ、覆面姿のゲリラたちの顔形や武装状況や、人質の心境や健康状態、邸内の構造などはナマの形で目にすることがないまま終わったはずである。幼い女性ゲリラの姿が、いまでも印象に残っている。

これら邸内の様子を知らないまま、報道陣はペルー政府の作戦を黙って見ていればよかったのであろうか。フジモリ大統領は、事件解決4日後の日本人記者団との会見で、

「いまでも私は、共同通信記者の無責任さを批判する。ペルー政府のルールを守らなかった。あなた方は、日本国民として、ペルーという主権国家にいるのであり、その法律を守らなければならない。あの行動は対話を乱し、MRTA(トゥパク・アマル革命運動)に引き換え条件なしに記者会見の場を与えた。人質にとっても危険なことだった」(注3)

と、共同通信カメラマンらの取材行動を批判している。とかく統治する側は、どこの国でも、報道機関が自分たちの思惑の中で行動することを求める。都合の悪い情報は隠そうとする。余計な邪魔はして欲しくない。ましてや今回は、多数の人質の生命がかかっている。それでいてテロリストには屈しないという強い姿勢を貫徹しなくてはならない。対立する命題の中で、ペルー政府が苦惱し、マスコミの行動に神経質になつたのは理解できるとしても、しかしだからといって、事件を見守り、人質の安否を気づかう国内外の人々が何も知らないよい理由にはならない。数多くの日本人人質がペルー人テロリストによって監禁されている、という事情も

あった。

情報管理という点では日本政府も同じ姿勢で、事件解決後の「検証」で朝日新聞は、橋本龍太郎首相が、事件発生間もなくの段階で、「企業の情報管理はどうなっているのか。何で人質の名前や肩書まで発表してしまうのか。犯人に情報を与える。欧米では考えられない」

と、声を荒らげたと報じている。池田行彦外相も、フジモリ大統領との交渉でペルーを訪れたさい、日本人記者の質問が気に入らず「この野郎、何で質問したんだ」と難詰したと報道された。

これらの理屈を突き詰めていけば、すべての情報は、政府や警察の管理下におき、公邸内でなにが起こっているのか、武装ゲリラは何を考えているのか、人質の心理状態はどんな具合なのか、交渉はどのように進んでいるのか、そうした事情は「外野席」の国民は知る必要はなく、事件の落着のあとに知ればよい、ということになってしまう。情報が一方的に管理されることの怖さは歴史が教えている。非常事態であればこそ報道機関は、監視の目を光らせる必要があった。

フジモリ大統領は、人質と交換に記者会見を設定することができたのに、と悔やんでいるが、記者会見をそのような取引条件に利用することが許されるものなのかどうか。また、あの取材行動が人質を危険にさらす恐れがあったのかどうか。報道機関としては、報道管制が強化されればされるほど、人質の人命に十分配慮するのは当然としても、極力、情報源に接近し、何がそこで起こっているのかをさぐり、必要最小限の情報を読者や視聴者に伝える義務がある。

もともと情報を一手に握っておきたい権力者にとって、報道機関は煩わしい存在なのである。かつて米国防総省秘密報告書の新聞連載を巡って、新聞メディアと米政府が裁判で激しい論戦を展開したことがある。1971年、ベトナム戦争真っ最中のときである。新聞メディアは、国民の知る権利を主張し、政府は、国家の安全

保障上、公表はまかりならぬ、と連載の差止めを求めた。論争は、最高裁にまで持ち込まれ、新聞メディアの勝訴となったが、地方裁判所の段階で最初に新聞側に軍配を上げたのは、ニューヨーク連邦地裁のガーフェイン判事であった。その判決は、皮肉まじりながら、含蓄に富んだ内容であった。

「たとえ、秘密が破られることによって生ずる一時的困惑のように、機密保全上のきわめて間接的観点から政府にとって多少の困惑があつたとしても、わらわらはそれと折り合っていくべを学ばねばならない。國家の安全は防壁にのみかかっているのではない。安全保障はわらわれの自由な制度の価値にも存するのである。表現の自由と国民の知る権利というもっと大きな価値を守るために、権威の座にあるものは、けんか腰で、がんこな、どこにでも鼻をつっこみたがる報道機関の存在を忍ばねばならぬ」
(注4)

(2) 説明責任ということ

テレビの衛星ナマ中継の迫力は、戦争とかハイジャックとか人質事件とか、本来あってはならない大事件で、いかんなくその効果を發揮する。湾岸戦争で多くの人々がテレビに釘づけになったのは、米軍（多国籍軍）爆撃機によるピンポイント爆撃の「実況」を見せられたからである。そしていつの間にか「血塗られた戦争」のイメージが消えて、「きれいな戦争」のイメージが脳裏に焼きついた。

しかし、これは錯覚であって、情報の管制下でブラウン管の中で伝えられる事実は限定されたものでしかない。しかし、その画面が迫力をもてばもつほど、その印象が「戦争の真実」になってしまうという皮肉。

私たちは、ペル一人質事件についても、多くはブラウン管を通して觀察し、真実の把握に務めようとしてきた。1月2月3月の共同通信、1月7日のテレビ朝日系の、カメラマン・記者たちの「突撃取材」が論議をよんだが、そのど

ちらの場合も「共同通信 KYODO」「P R E N S A T V A S A H I」と横書きした紙を掲げて大使公邸の玄関に近づいていく彼らの姿を、私たちはテレビ画面で見ている。そして直観的に、その取材行動についての評価をくだす。もちろん、新聞を読んで前後の状況を再確認するが、メディア間の競争が作用して、その情報すら正確に現場の空気を伝えているとは限らない。自ずから評価の材料が制限される。

人質にもし「不測の事態」が起こったらどうするのか。カメラマンや記者への発砲がないという保証もない。そのことが発端でより大きな「不測の事態」が発生するかもしれない。交渉や作戦に齟齬をきたさないか。不安が不安を呼び、「突撃取材」への風当たりがエスカレートしていく。とくにテレビ朝日系の取材に対しては、ペルー政府や日本の官邸・外務省だけでなく、読売新聞や毎日新聞など大手全国紙のパッシングが激しかった。

こうした場合、批判を受けた報道機関がなすべきことは、(1) 取材に踏み切った状況や判断の根拠を、現場の雰囲気と合わせて十二分に説明すること、(2) その上で、「突撃取材」に対する自社のスタンスをはっきりさせること、(3) さらには「突撃取材」で得た情報(写真、ビデオ、インタビューなど)を可能な限りスピード的に報道・公開すること——の三点で、これらの情報によって、より的確な是非の判断が可能になる。断っておくが、説明すべき相手は、なによりも第一に読者・視聴者であって、官邸や外務省や郵政省ではない。

とかくこれまで報道・取材の在り方が問われるときは、「報道の自由」「取材の自由」という視点からの自己主張が優先されてきた。国民の「知る権利」に応える報道機関の役割についても、しばしば力説された。それはそれで正しいのだが、これからは、自己主張の前に、もっと手の内をさらしての事情説明や検証の提示が求められるのではないか。報道機関にも情報公開、説明責任が要求される時代なのである。説明に

よる納得を得てはじめて報道・取材の自由が重きをなす。「知る権利」を持つのは、報道機関ではなくて、第一に国民なのである。

今回の「突撃取材」批判に対しては、共同通信社とテレビ朝日系では、スタンスのとり方、説明責任の在り様が際立って対照的であった。

(3) 作戦とスタンス

取材源に限りなく肉薄してゆく。こらが取材の原点であることはいうまでもない。しかし人質事件ともなると、人命がかかっている。この矛盾をどう乗り越えるか。共同通信のカメラマン原田浩司記者が『新潮45』4月号(1997年)に発表した手記「われ、ペルー大使公邸に突入せり」を読んで、その用意周到さと状況判断、決断力と意欲に感嘆した。ほぼ同じころ、原田記者の上司に当たる共同通信社の伊藤正編集局次長が、マスコミ批評誌『創』3月号に、「ペルーアメリ事件、大使公邸内取材をめぐる眞実」と題する手記を寄せている。いずれも個人の資格で執筆したと断っているものの、二人の手記の相次ぐ発表は共同通信社の意思が反映しているものと解釈できる。これらの手記を読むことで、テレビ画面や新聞報道では伝わってこない「突撃取材」の真相が分かってくる。

原田記者(カメラマン)が、公邸内取材を画策し始めたのは去年(1996年)のクリスマスのころだが、その時点で、現地にいてつかめた重要なことが幾つかあった。12月17日の公邸占拠以来、逐次解放されてきていた人質たちの切れ切れの話や、数日前邸内からNHKとの接触を求めて張り出されたビラ、武装ゲリラと地元テレビ局との交信・報道などから、人質が比較的安全な状態にあること、ゲリラだけではなく人質たちもマス・メディアとの接触を欲していること、従ってプレスであることの身分を明確に表示すれば、安全に公邸内取材が可能であること——そういう感触を強く持った。

で、原田記者が次に打った手は、自分たちの取材の意思と目的を公邸内に伝えることであ

る。日本語からスペイン語への手紙の翻訳の過程で、原田記者の作戦は、共同通信リマ支局全体の計画になり、ついで「共同通信社の組織としての計画となり、バックアップ態勢が取られていった」のである。(注5) 公邸内へのメッセージは、搬入食糧のなかに忍ばせたらしい。反応は間もなくあり12月31日午前8時過ぎ、公邸のガラス窓に「共同通信へ 進入可 MR T A」と書かれた紙が貼り出された。この公邸内からのメッセージの意味を正確に知り得たのは、共同通信の関係者以外にはいなかったはずである。

原田記者は、率直に書いている。「この取材はぜひ実行したかった。邸内の状況を報道しなくてはという気持ちの他に、中を見てみたいという好奇心、そしてジャーナリストとしての功名心も少なからずあったことは確かだ」(注6) 次なる関門は、警備をどのようにかいくぐって公邸内に入るかである。ペルー警備当局との折衝を試みたが、答えは「立入り不可」であった。が原田記者らにとって幸運は突然訪れた。31日午前10時から、警備当局の案内で、非常線の内側に入り、公邸正門からの写真撮影を許す、という報せが届いたのである。国内外の取材陣は、いくつかのグループを編成し、この撮影ツアーに参加した。

原田記者は三番目のグループに加わり、正門の外側から望遠レンズを構えた。するとファインダーの向こうの公邸の窓から、何人かが「入って来い」と招いているように見えた、という。瞬間に決断した原田記者は、「共同通信 KYODO」と大書した紙を掲げ、玄関に接近していく。彼が無事公邸内に消えたのを見て、時事通信、TBS(東京放送)、ロイターなど約20人のカメラマンがドヤドヤと後に続いた。伊藤正編集局次長は、こう書いている。

「相手側にメッセージが届き、返事があれば、人質や取材者に危害が及ぶ『不測の事態』など起こりえないと確信していた。だから5人のチームによる取材に、ゴーサインを出したが、原

田が単独で邸内に入るのをテレビ中継で見た時は、正直びっくりした。しかしがリラ側の対応は読み通りだった」(注7)

カメラマンたちの邸内取材は2時間続いたが、原田記者は、さらに1時間半粘った。邸外に出ると予想通り警備の警官が近づき、彼を拘束しようとしたが、この様子を見ていた周辺の取材陣からブーイングが起り、結局、原田記者は拘束されることも、撮影フィルムを没収されることもなかった。幸運といつていい。

当然、取材情報は配信され、世界を駆け巡ったが、このスクープに対して1月13日、共同通信社は原田カメラマンに社長賞を出した。これは、ペルーや日本の政府、マスコミの一部から出ていた「突撃取材」批判への回答であり、当該の報道機関がスタンスを鮮明にしたものであった。

(4) テレ朝系取材の問題点

テレビ朝日系の人見剛史記者(広島ホームテレビ)の場合は、少し事情が違っていた。取材に踏み切る前の段階で、公邸内との意志疎通を計っていなかったこと、現地取材チームとの連携がなかったこと、正門前までの立入りが許容されていなかったこと、などが大きな違いといえる。それだけに「不測の事態」論をたてに批判される余地があったことはいなめない。

また警備当局の立場に立ってみれば、二回も繰り返えされた「突撃取材」を黙って見過ごすわけにはいかない。人見記者の身柄を拘束し、事情を聞くという行為に出たのも、成り行きというものであったろう。テレビ朝日側は「微妙な時期に迷惑をかけて遺憾。ただし、あの取材は報道機関としての取材活動の一環と認識している」と談話を発表したが、一部全国紙の「突撃取材」攻撃は猛烈をきわめた。

たとえば毎日新聞は1月9日付の社説で「74人の人質に万が一のことがあったら当事者はどう責任を取るつもりだったのか。やはり愚挙だと思う」と非難し、「視聴率万能主義にとら

われている今のテレビの在り方の結果ではないか」と、テレビ批判一般にまで及んでいる。読売新聞は「無謀な行為」(1月9日付)と攻撃し、朝日新聞はややトーンを下げて「軽率のそしりを免れない」(1月10日付)と批判している。日本の外務省や官邸、ペルー政府が過敏に反応したのはいうまでもない。

しかし、一方違った見方もあった。1月20日付の毎日新聞は、「突撃取材」についての紙上討論を掲載しているが、その中でジャーナリストの田原総一朗氏と先の共同通信編集局次長・伊藤正氏は、次のように述べている。「軽率だったと言えばそうだが、間違いかといえばそうではない。マスコミが突貫取材をなさすぎる方が問題だ」(田原氏)「身柄拘束や国外退去の可能性はあっても、『まあ命までは取られないだろう』という開き直り。これが現場の記者には欲しいと思う。……マスコミがあななことをするから交渉が遅れた、と政府当局が言うのは口実に過ぎない」(伊藤氏)

「不測の事態」についても、たとえば同じ「突撃取材」をした原田記者は、「人見記者は『PRENSA TV ASAHI』の大きな紙を掲示し、ビデオカメラを構えながら公邸内へと取材に向かっている。この姿を人物確認を行うゲリラが、“強行突入”する武装警官と見違えるはずはない」

と、人見記者を擁護する。(注8)人見記者本人も、5日後に釈放されニューヨークで記者会見をしたさい、「民家を伝って簡単に公邸に近づけることがわかった。これまでの情報から人質に危険があるとは思えなかつたし、交渉がうまく行きかかっているという状況でもなかつた。突発的に公邸の取材を決心した」と語っている。

緊迫した状況の中での取材の在り方が問われているだけに、ことの是非を一刀両断に決めるのは難しいが、人見記者の場合、人命優先の視点から軽率のそしりは免れないと思う。第一に周到な準備がなかった。ただし、結果から見て、

大きな障害があったようには見えず、「叱りおく」程度のことではなかつたか。こうした場合、結果論が評価を左右することが多い。武力突入にしても、もし二桁以上の人質の犠牲者が出ていたら、フジモリ大統領への評価も、がらっと変わっていたはずである。

「報道の自由」の点で、より大きな問題は、人見記者を長期間拘束し、取材ビデオを没収・検閲したペルー政府や警備当局の姿勢であり、その強硬姿勢に同調したかに見えた日本政府の対応である。日本の新聞メディアも、取材に対するバッシングにばかり焦点を当てていた。現地のペルー記者協会は、記者の身柄拘束は「報道の自由を侵す行為」と抗議し、国家警察テロ対策本部に早期釈放を求めた。またペルー検察庁は、2月28日、人見記者及び同行した通訳の行動に関して、注意には欠けていたが、テロリズムを鼓舞、称賛するものではなく、記者の行動はペルー憲法が保証する報道の自由の範疇に入る、よって両氏を不起訴処分にする、とテレビ朝日側に通告している。

当事者であるテレビ朝日側のスタンスはといえば、常に揺れ続け、毅然とした態度は見られなかつた。無線機を邸内に置いてきたことが判明すると、さらに混迷し、納得のいく事情説明は聞かれなかつた。この間、テレビ朝日幹部は外務省の呼出しに応じたり、官邸や郵政省への説明に奔走したりした。没収された取材ビデオは、日本の外務省を通して返却されたが、ペルー政府側の要請に従い、放映することを止めた。この処置について1月18日、緊急に集まつた50人のジャーナリストたちの集会(「リマ人質事件取材をめぐる緊急討論集会」。代表・齊藤茂男)は、

「いまテレビ朝日が、国民に対して取るべき態度は、郵政省の圧力などに屈せず、取材ビデオを放映し、国民の批判を仰ぐことではないか」

と、テレビ朝日の伊藤邦男社長に申し入れている。同じ放映申入れは、系列局からもあったし、現場の記者、カメラマンからも、放映要請

の声が上がった。にもかかわらず「放映すると、どんな影響があるか分からない」（伊藤社長）との判断で、放送は見送られた。取材ビデオの一部が、やっと日の目を見たのは、事件解決直後のことである。

折角の取材情報は生かされず、危険をおかしての取材行動も無駄になった。事件解決から18日後、テレビ朝日は「ペルー日本大使公邸人質事件でANN・テレビ朝日が問われたこと」と題する2時間近い「検証番組」を放送した。なかなかの力作で、知られざる情報が多くあった。無線機から伝えられる人質たちの緊迫した声などは、その一例であろう。確かに説明責任は果したといえるが、いかんせん出し遅れの証文であった。先行してしまった人見記者への処分が、良かったのか悪かったのかについては触れずじまいと、共同通信社との対応の落差が目立った。免許事業であるテレビ局の限界、というだけではすまされない問題を含んでいる。

この点、新聞メディアがこぞって「突撃取材」を非難したことが、政治・行政の、テレビ朝日への強気の“口先介入”を容易にしたことを忘れてはなるまい。同じ理由で、テレビ朝日側の腰が引ける結果になった。

ペルーの現場の記者たちの間にも、いかにも日本的な、取材の本道から外れた奇妙な動きがあった。共同通信の原田記者が無事に“帰還”したとき、積極的な支援の声が上がった一方で、ルール違反をなじる声も強く、共同通信への制裁を外務省の高官に詰め寄る記者たちもいた。この辺の状況は、東京から特派された共同通信政治部記者・青山繁晴氏が、『文芸春秋』6月号に詳しく報告している。

青山氏は、外務省の現地対策本部に詰めていたのだが、去年の暮れ「共同通信 進入可」の貼り紙が出たところで、まず現地対策本部の報道室責任者（駐ワシントン参事官）から抗議を受ける。青山氏は、こう応酬した。

「こちらから、国民の知る権利行使するはつきりした意図を持って取材を申入れ、それが

受け入れられたということでしょう。日本国民を人質に取っている連中が何を考えているかは、知らせる義務がある。犯人の宣伝になるかどうかは、取材してから報道機関が自らの意思によって判断することです」（注9）

ここまではまだよかった。原田カメラマンが、邸内取材に入ると、周辺の記者たちから激しい非難の声が上がり、それが「なぜ共同通信に抗議しないのか」と、公然と現地対策本部の幹部を突き上げる形をとった。報道機関の取材を制限するように、報道機関が政府に圧力をかけたのである。これらの声を受けて、現地対策本部の幹部から、次のような発言が続く。「数社から、共同の記者は出入り禁止にしろ、定例懇談も出席を拒否しろ、と言われているんです」「記者クラブのようなものをつくりたい。橋本首相も、現地の記者との関係は円滑なのかと心配している」「クラブがあれば、何かあったときにペナルティの措置もとれる」（注10）

青山記者は「針のむしろ」となるのだが、それでも恐れ入った記者魂である。記者クラブが抜け駆けを防ぐ「横並び取材」にとって、いかに便利であるか、情報を提供する側にも、取材する側にも、いかに具合のいいものであるか、はからずもそのことを証明している。

メディアがメディアを叩くこの「突撃取材」批判は、人見記者の場合、現地で暴力的とも思える形をとて現われた。この様子は、テレビ朝日の「検証番組」が、はっきりと映し出している。テレビ朝日の現地取材デスクが、拘留中の見記者に面会して帰れる途中、多くの日本人記者に取り囮まれ、質問攻めにあった。しかし、それは質問というより糾弾に近く、「日本の恥だ」と罵声を浴びせたり、こづいたり、最後には、取材デスクの乗った車を蹴飛ばした記者もいた。これはいったい何を意味するのだろうか。記者クラブ論議に改めて一石を投ずることになった。

本来、記者クラブは、報道機関が要所に情報収集のアンテナを広げておくという意味で

も、また、政府や政権政党、中央・地方の行政官庁や捜査当局に、情報提供や責任ある説明を強く迫っていくという意味でも、必要な存在である。しかし、しばしば指摘されるように、実際は、排他的な取材拠点になっていたり、記者仲間に縛りをかけたり、役所や関係者にうまく利用されたり、癪着したりと、悪い面が目立ち、批判されてきた。ペルーでの日本人記者の動きは、発表ジャーナリズムを誘発する記者クラブ取材の根の深さを示している。

2. TBSビデオ問題への視点

「検証番組」といえば、TBSビデオ問題に関する「検証特番」が思い出される。1996年4月30日、TBS（東京放送）は、8か月近くも迷走し続けたTBSビデオ問題に、一つの区切りをつけた。記者会見で最終的な「調査報告」（以下「第2次調査報告」と表記）を公表すると同時に、午後7時から、磯崎洋三社長が自ら出演する社告番組を放送し、社長の辞任と役員の辞任・降格を発表、続いて現場の記者・ディレクターが制作した検証番組「証言・坂本弁護士テープ問題から6年半」（以下「検証特番」と略す）を3時間半にわたってCN抜きで放映した。TBSにとっては開局以来の、社運を賭けた大事件であつただけに、信頼回復への意欲には、みなみならぬものがあった。

この「検証特番」の視聴率は高く、20%を越えたが、評価は分かれ、さまざまな意見が噴出した。幾つかの論点については、すでに幅広く論じられている。「第2次調査報告」に関しても、同じく多面的に議論された。それらの一つ一つを検討することは、この項の目的ではない。ここでは報道機関の社会的責任と説明責任の視点から、二つのことを考えてみたい。

(1) 報道責任ということ

TBSビデオ問題は、マスコミ史上でも特異な事件であった。これまで誤報、虚報と呼ばれ

る報道上の過誤は、大小限りなくある。そのたびに人権を侵害したり、信頼を損ねたりしてきた。いずれも間違った報道、捏造による報道によって生じた出来事である。ところがTBSビデオ問題は報道しなかったことが問われた稀な事件であった、といえるのではないか。

いうまでもなく報道機関の第一の責務は、世の中に何が起こっているのかを伝えることである。特に社会的、政治的に論議を呼ぶ問題については権力や圧力を屈することなく、眞実に迫り、報道していく。ジャーナリズムの基本は、この一点にある。これは活字メディア、電波メディアを問わない。

テレビは、映像媒体という性格からといって、どうしても娯楽的要素が強くなる。かつてテレビを「面白びっくり箱」と皮肉った人がいた。他方、「楽しくなければテレビじゃない」というキャッチコピーがもて囁かれたこともある。テレビはテレビの面白さを追及する。それがメディア特性であり、それなりの意味も十分にある。しかし、テレビ局で報道に携わる人たちが、面白主導に流されていい理由にはならない。

ニュース報道やドキュメント、それに準ずる番組（ワイドショーもその一つ）ともなれば、テレビらしい工夫は必要にしても、報道番組であることに違いはなく、そうであれば新聞など活字メディアと同じ報道や取材の基本姿勢が求められる。ところが、面白主導のメディア環境の中で、社会的問題に敏感に反応し、報道すべきものを報道していく、という責任感が薄れていったことを証明したのが、TBSビデオ問題ではなかったか、と思う。

TBSビデオ問題では、坂本堤弁護士にインタビューしたビデオテープを、抗議に来たオウム真理教の早川紀代秀ら幹部に見せたかどうかが終始問われた。もちろん放映前のビデオを局外者に見せることは、特別の場合を除いて許されるものではない。ましてや激しく抗議され、見せろと強要されて見せたとなれば、弁解の余地はない。しかもこのケースの場合、オウム真理

教を反社会的な宗教団体として糾弾している弁護士のオウム批判ビデオである。敵対する相手に一方的に見せたうえに「放送まかりならぬ」と詰め寄られ、放映中止したとなれば、論外である。すでにこの時点で報道、取材の原則を大きく逸脱している。

ただ百歩譲って、オウム側の弁護士とともに攻めたてられて、不承不承ながらビデオを見せ、放映を一時預かりとした、という弁解が許されるなら、次の名誉挽回のチャンスが生かされなければならなかった。「検証特番」での証言では、「追加取材をしてから放映を考える」と、当該番組である「3時にあいましょう」の担当プロデューサーが発言している。ところが彼らのこの「追加取材」証言は、残念ながら、意思が不明瞭で、あやふやなものでしかなかった。同じ「第2次調査報告」で、担当プロデューサーは、次のように証言している。

「追加取材や裏付け取材をしてから放送をするということで延期をしたが、その後なんの追加取材もしないうちに坂本弁護士事件が起きてしまい、それどころでなくなった」(注1)

これはまるで逆であって、坂本事件が起きたからこそ追加取材が一層必要になってくるはずのものであった。追加取材をして報道をする。そこに名誉回復のチャンスがあった。しかし、そうはしなかった。

坂本堤弁護士と妻都子さん、長男龍彦君の三人を殺害するという凶悪事件は、1989年1月3日の深夜に起こっている。TBSの千代田制作部（千代田分室）で、ワイドショー「3時にあいましょう」のプロデューサーたちが、押し掛けてきたオウム真理教の幹部から「ビデオを見せろ」と迫られたのは、10月26日の深夜のことだったから、わずか8日後の殺害事件である。神奈川県警が公開捜査に踏み切ったのは11月15日。これを計算にいれても、オウム幹部とのトラブルから20日しか経っていない。さらにいえば、この間、オウム真理教の

バッジであるブルシャが、事件現場に落ちていたことが判明している。

ここでプロデューサーたちはピンとこなくてはおかしいのだが、「追加取材」の意欲を示していくながら、オウムと殺害事件を結びつけて、何か手を打った形跡が見られない。いや意識としてはあったのかもしれない。坂本弁護士のインタビューを直接担当した社外制作会社のディレクターは、社内調査にこう答えている。「ブルシャが出てきた時、ショックを受けた。半信半疑だったけど、6年間引っ掛かっていた。下請けの立場もあっていえなかつた」

TBSビデオ問題と坂本弁護士一家殺害事件が起こったのは、先に述べたように1989年秋のことだった。この時期、まだオウム真理教団が、どのくらい怪しい宗教団体であるかについては、広くは知られてはいなかった。とはいえ、すでに横浜法律事務所の坂本弁護士を中心に「オウム真理教被害者の会」が結成されており、高額なお布施や血のイニシエーションへの疑問、空中浮揚など超能力誇示に対する批判、子を親から引き離す強引な手口への苦情など、強い訴えが出されていた。

マスコミの動きとしては、同年10月、「サンデー毎日」が、「オウム真理教の狂気」と題する大キャンペーンを開始している。この時のオウム側の常軌を逸した執拗な抗議行動が、人目を引いた。この様子は「3時にあいましょう」のスタッフはみな知っていたし、彼らの取材の種本も『サンデー毎日』の記事であった。

こうした文脈の中で、10月26日のオウムとのトラブルが起こっている。同日、「3時にあいましょう」のスタッフは、ふた手に分かれでオウム関連の取材をしている。

一班はオウム真理教本部のある富士山総本部に出向き、麻原教祖と弟子たちの「水中クンバカ」と称する水中修行を撮影した。「水中クンバカ」実験は『麻原彰晃が1時間近く潜る』という触れ込みとは異なり、潜ったのは2人の弟子、時間は最長12分であった」(『第2次調査

報告』)

このへんの様子は「検証特番」が、映像で滑稽なくらい如実に映し出している。しかし、潜るといった麻原教祖が潜らなかったこと、弟子も潜水に失敗したこと、その結果、報告を受けた総括責任のプロデューサーが、放映は止めにしよう、といったという。この感覚がワイドショー感覚というのか、「潜る」面白さにだけ関心が働き、オウムの存在が社会的問題になっているのに、その視点から捉えてみようという感覚が、まるで働いていない。社会問題として見れば、売り物にしている超能力がいかにインチキか、目の前で証明してくれたようなもので、その意味で興味深く、ぜひ放映しようと盛り上がりそうなものだが、そろはならなかつた。

「水中クンバカ」の撮影の後、麻原教祖とのインタビューがあり、その質問でもめた。言い争いの過程の中で、別の取材班が坂本弁護士のインタビューを取材していることを話すと、オウム側から「どんな内容か見せろ」と詰め寄られ、承諾したらしい。その夜、オウム幹部3人が、TBS千代田分室へ押し掛けてきた。これが、見せたかどうかが問題になった10月26日の事実経過である。

同じ日、別の取材班の坂本弁護士インタビューは、「『放送が一方的にならないように』との配慮から」行われたという。オウム側の発言やパフォーマンスだけでは一方的になりすぎると考えたのである。一種のバランス感覚であり、放送法が義務付けている公平原則に忠実であろうとしたのであらうが、「検証特番」や「第2次調査報告」を見る限り、坂本インタビューは添え物であった印象を受ける。つまり「3時にあいましょう」という番組を見世物として面白くしようというのが中心の狙いで、形だけはバランスをとる。そのための坂本インタビューであった。

しかしそれにしても、11月15日に神奈川県警が公開捜査に踏み切り、オウムのバッジが坂本邸で発見されたときに、オウム真理教と坂

本一家殺害事件との間に、何か関連はないのか、という勘がプロデューサーたちに働くなかつたのであらうか。「第2次調査報告」は、働くいたはずだ、と大略次のように指摘している。

- (1) 公開捜査後、坂本事件は広く報道され、オウムに対する疑惑も周知のことになった。
- (2) 当該プロデューサーたちは、横浜弁護士会や横浜法律事務所などで、坂本事件について積極的な取材活動をした。(3) その間、「3時にあいましょう」の番組内で、坂本ビデオを音声を消したり、オウムを批判している部分を除去したりして、数回も使っていた。(4) ボンでの麻原教祖とのインタビューでは、当該プロデューサーが坂本ビデオの内容に則した質問をし、弁明を引き出している。(5) 坂本ビデオの取扱を慎重にするように、との指示を社内に出している。

これら一連の事実からプロデューサーたちが、坂本ビデオの重要性や坂本一家殺害事件とオウムとの関連性を強く認識していたことは明らかである。ひいては坂本インタビュー・ビデオをめぐるトラブルと坂本一家殺害事件との間に何らかの関連があり得る、と当然認識し得たはずである、と「第2次調査報告」は結論付けている。そして、坂本一家の行方を探している横浜弁護士事務所や神奈川県警に、オウムとのトラブルの件を通報すべきであった、という。通報しなかったのは、坂本ビデオを見せたという「気後れ」があり、しかも「事の余りに重大な進展に驚愕し、公表する勇気を欠いた」との解釈をとっている。

この「通報責任」については、TBS問題が表面化したとき、多数の識者やマスコミ関係者が主張していた。しかし、報道機関にとって「通報責任」とは何であらうか。弁護士事務所や県警に知らせる前に、なすべきことはなかつたのか。繰り返すようだが、坂本インタビューのこともトラブルのことも、「追加取材」を加えて、報道すべきであったのである。

オウム真理教への疑惑が不鮮明なときに、坂

本弁護士の教団批判のインタビュー映像を使って、どのような番組を作るかは工夫が必要だしでも、ともかくインタビュー映像を放映する、そのビデオをめぐってトラブルがあったことを伝える、この二つの情報を電波にのせていれば、その後の坂本弁護士一家殺害事件の捜査も、社会の関心も違ったものになっていたことは間違いない。

こうした番組を報道することが、結果として神奈川県警にも、横浜法律事務所にも、「通報」以上の情報伝達をすることになり、なによりも社会全体への告知ともなった。通報責任などという妙な言葉にとらわれると、ジャーナリズムとしての本筋を見失ってしまう。報道機関の最大の責任は取材で得た情報を社会に伝えることであり、そのためにあらゆる手立てを考えることである。

TBSビデオ問題の核心は、報道しなかったことにある、と最初に述べたのは、以上のような理由による。「検証特番」は、「放送することがテレビ局の原点」とのキャスターのコメントを入れていたが、「第2次調査報告」の方は、捜査機関や横浜法律事務所への「通報」については言及していたが、前述した意味での報道責任には触れていない。

それにしても、千代田分室でのトラブルには全く触れずに、殺害事件公開捜査のあと、インタビュー映像をコマ切れに使うというのは、どういう神経なのであろうか。ワイドショーの報道というのは、所詮そういうものなのか。TBSだけでなく各局とも、「この頃になると、坂本弁護士救出よりもオウム真理教という風変わりな宗教への興味だけがクローズアップされ、報道というよりも完全にショー化」していた、とオウム真理教を追及し続けてきたジャーナリストの江川紹子さんは嘆いている。(注2) さらにこうも言っている。

「TBSは、その事実（トラブルがあった事実）は隠したまま、TBSしか取材していなかった坂本さんのインタビュー映像のほうは『特

ダネ』として、商品として繰り返し流していました。そこに私はすごく問題を感じています。やはり坂本事件（殺害）の動機形成の重要なポイントであっただけに、とても残念です」(注3)

(2) 取材ビデオ提出の問題点

オウム真理教団は、信じられないほど数多くの凶暴な犯罪を重ねてきた。最大のものは、サリンという途方もない毒ガスを製造・散布し、多数の人命を殺傷した二つのサリン事件であるが、これら多様な凶悪犯罪の原点はといえば、坂本弁護士一家殺害事件である。凶暴性、杜撰さ、荒っぽさ、といったオウム犯罪に共通する特徴が顕著に出ていて、以後、エスカレートの一途をたどる。邪魔者は消せ、捜査を攪乱せよ、というただそれだけの理由で、犯罪が犯罪を積み重ねていく。

TBSビデオ問題の深刻さは、オウムの多重犯罪の原点、坂本一家殺害事件に深くかかわっていたところにある。この殺害事件が発生した1989年秋、オウム教団にとっての邪魔者は、マスコミではオウム批判のキャンペーンを続ける『サンデー毎日』と、その編集長の牧太郎氏であった。他方、旗揚げしたばかりの「オウム真理教被害者の会」が、邪魔者として行方に立ちはだかりつつあり、坂本堤弁護士は、その「被害者の会」の強力な支援者であった。彼は弁護士であるだけに、オウム教団への批判は論理的、具体的で、多額なお布施の問題点、超能力の欺瞞性、血のイニシエーションの詐偽性を厳しく突いていた。

これらの発言が、初めてテレビで放映されたのが、同年10月26日に収録された坂本インタビューである。この未放映のビデオを見て、オウムの幹部たちが危機感を抱き、さらに報告を受けた麻原教祖が「邪魔者は消せ」の指令を発することになる。少なくとも麻原教祖を逮捕・起訴した検察は、坂本一家の殺害動機をそのように読んでいた。それだけに、千代

田分室のTBS担当プロデューサーたちから、坂本弁護士のインタビュー映像をオウム幹部に見せた、という証言を取りたかった。「見た」と証言するオウム幹部早川紀代秀の供述は、「早川メモ」という物証もあり、検察にとっては確かなものであった。

東京地検のTBS制作スタッフへの事情聴取は1995年9月から始まるが、TBS上層部は、ことの重大さの認識を欠き、社内調査チームを発足させたものの、調べは徹底したものではなかった。「3時にあいましょう」の担当プロデューサーたちの「見せたという記憶がない」という否定的発言に振り回され、検察との緊張関係を強めていく。

この検察とTBSとの水面下の攻防を、一挙に表面化させたのが、10月19日の日本テレビのニュース報道であった。(1) オウムの3人の幹部が放送予定の坂本インタビュー・ビデオを見たこと、(2) その内容を麻原教祖に報告、これが翌月の一家殺害につながったこと、(3) 以上の事実を早川紀代秀が捜査当局に供述していること——という内容であった。さらに翌日、日本テレビは、TBSが問題のインタビュー・ビデオを捜査当局に任意提出していることを続報として流した。

TBSは、日本テレビのニュース報道に即座に反論し、「見せた事実はない」「ビデオ提出についてはノーコメント」の態度を表明した。当時のTBSの社内調査の進み具合からいって、自然な反応であったと思えるが、その調査自体の杜撰さに実は問題があった。

調査が徹底を欠いた原因は二つあるが、その一つは、検察が報道機関のスタッフを事情聴取することの重大さを十分に認識していなかったこと。

もう一つは、取材で得たビデオを捜査当局に証拠として提出することの深刻さへの認識が、これまた十分でなかったことである。この二つの原因是相互に関連しているが、ここでは後者に問題を絞って検討してみたい。というのは

「検証特番」も「第2次調査報告」も、このビデオ任意提出問題を反省すべき問題点としてとらえていないからである。

TBSは、1995年10月12日、東京地検の厳しい申入れに屈し、坂本インタビュー・ビデオを任意提出していたが、このことを日本テレビの指摘にもかかわらず、翌1996年3月12日まで隠していた。なぜか。TBSは、その理由について、こう述べている。

「一方的な公表は捜査の混乱を招来する可能性があり、部分的な事柄のみを公表することも、誤解を生む恐れが強いと判断したため」(3月14日付「朝日新聞」)

ビデオの任意提出の公表が「捜査の混乱」を招くとはとても思えないが、今はそのことはおく。なぜ任意提出したかについては、3月12日の記者会見で、TBSは「坂本事件に関連する捜査協力について」と題する文書を発表し、提出理由を明らかにしている。この日は、東京地裁で坂本事件の初審理が行われた日もある。

提出理由を要約すると次のようになる。(1) テープの内容は、坂本弁護士のインタビュー以外の情報や取材源を一切含んでいない。(2) 取材対象者自身が殺害されるという極めて特殊なケースで、しかも生存中最後の公的な映像・音声記録である。別方法で取材内容や状況を再確認することが不可能である。(3) 発言内容はすべて放送による公開を前提にしたものであり、主要部分は多數回、最も長く放送した際は100%オンエアしている。つまり内容は公開済みである。(4) テープの提出は、故人である取材対象者の利益になる。(5) 上記の理由から、テープの提出が取材対象者との信頼関係を損なう恐れはなく、報道や取材の自由を侵害する恐れもない。これは例外的な事例である。(注4)

こう列記すると、いちいちもっともな理由に聞こえるが、説明されるべき重要な部分が欠落している。この記者会見が行われた3月12日

の時点では、TBSは依然としてオウム幹部に坂本インタビュー・ビデオを見せていない、見せたという事実は出てこない、と主張していた。つまり前年の1995年秋、ビデオを任意提出したときから終始一貫、態度は変わっていないのである。この文脈からいって、いかなる説明が欠落していたのか。別の言い方をすると、「見せていない」という姿勢と任意提出の理由の間に、論理的矛盾がないかということである。

いうまでもなく取材で得た情報は、報道目的以外には使用しない、というのが報道・取材の大原則である。被取材者は、報道にのみ使われることを前提に取材を受けている。もし取材内容が報道以外の目的に使用されるなら、取材者と被取材者との信頼関係は壊れ、その後の取材活動に支障が生じる。これまで報道機関は、裁判所や捜査当局から証拠や資料として、取材ビデオや取材メモなどの提出を求められたことが何度もある。そのつど報道機関は強く抵抗してきた。だから取材ビデオを求めるに応じて提供するということは、よくよくのことと、それなりの理由がなくてはならなかった。

TBSは、なぜ東京地検が坂本ビデオの提出を強く求めたのか、その理由を納得したのだろうか。検察庁の描く構図は、先に触れたように、オウム側が坂本ビデオを見たことが、殺害動機につながった、というものであった。だから執拗に担当プロデューサーから「見せた」という供述を得たかったのであり、同じ理由から、坂本ビデオを動機立証の不可欠の証拠として押収したかったのである。

このことはTBSも認識していたはず、と「第2次調査報告」(この場合は「特別調査人調査報告」)は指摘している。「TBSは、……東京地検の狙いが、早川らがTBSを来訪した際、坂本テープ等をTBSの関係者から見せたらしい、これより坂本弁護士の主張を知ったことが殺意形成のきっかけの一になつたことを立証するためにあること、については認識していたと認められる」

もっとも、このTBSの認識が、どの範囲の人間の、どの程度確かなものであったかは、はっきりしない。少なくとも、TBS側は坂本ビデオを「見せていない」と突っぱねている。その理屈でいえば、坂本ビデオは、捜査上の一つの資料としては意味があるとしても、殺害動機の不可欠な証拠資料としての意味はもないことになる。にもかかわらず、報道・取材上の大原則にそむいて取材ビデオを捜査機関に提供してしまった。論理の整合性を欠いている。

先の「坂本事件に関する捜査協力について」という文書を発表してから約二週間後、TBSは態度を180度転換し、坂本ビデオをオウム幹部に見せた、と発表した。同時に、社内調査をやり直すことになり、最終的に「第2次調査報告」を作成するまでに至った。妙な言い方になるが「見せた」という姿勢に立っておれば、当然、坂本ビデオは殺害動機の重要な証拠となり、提出は止むを得なかつたかもしれない。ある。

この課題は、報道機関全体が考えなくてはいけないものだけに、より早い時点で、ビデオ提出の事実を公表し、事情説明をする必要があった。報道すべきことを報道しなかった、という問題が、ここでも顔を出す。

取材活動によって得た情報を外部に提供することの是非については、放送局も加盟している日本新聞協会の編集委員会が、次のような「見解」を表明している。

(1) 捜査当局や裁判所などの要求により、報道写真やフィルム、取材メモ等を証拠物件として提供することは、その後における報道、取材の自由に重大な制限を招くおそれがあるから、原則としてさるべきである。

(2) もちろん、この問題は、「裁判の公正」と「報道の自由」の比較較量の上に立って、ケース・バイ・ケースで処理されるべき性質のものであるが、その判断に際しては、あくまで前記の原則が尊重されることが望ましい。(注5)

この「見解」は、1969年(昭和44)1

0月19日に作成されたものである。背景には、博多駅事件にからむテレビ・フィルム提出問題があった。この場合は、裁判所からの提出命令であって、捜査機関からのものではなく、多少事情が違うものの、ことの本質に変わりはない。

博多駅事件が起こったのは、いわゆる新左翼運動がピークを迎えていたときで、1968年1月には、米原子力空母エンタープライズの佐世保入港をめぐって過激派学生と警備陣の間に、激しい抗争が繰りかえされていた。1月16日、博多駅での学生デモは、警備側の厳しい規制を受け、その規制が過剰であったかどうかが裁判で争われることになった。福岡地裁は、審理の過程で福岡のテレビ局4社に対し、この事件を撮影したビデオ・フィルムを証拠として提出するよう求めた。4社とはNHK福岡、RKB毎日、九州朝日、西日本テレビで、4社とも提出を拒否し、最高裁へ特別抗告を申し立てるに至った。

1969年11月26日に下された最高裁大法廷の決定は、「本件提出命令を発したことは、まことにやむを得ない」と結論し、結局、テレビ局四社の敗北となった。とはいえ、この決定には、「報道の自由」に関する注目すべき判断が示されていた。この項との関連を視野にいれ、検討しておきたい。

まず第一に、報道機関と「知る権利」との関係について、こう述べている。「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」

第二は、「表現の自由」と「報道の自由」との関係についてである。「思想の表現の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」

第三点は、「取材の自由」に触れた部分。「報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らして、十分尊重に値す

るものといわなければならない」(注6)

つまり最高裁の決定は、報道は国民の「知る権利」に奉仕するためにある、という前提に立って「報道の自由」も「取材の自由」も、強弱に差はあるものの、憲法21条の保障のもとにある、と結論づけている。だから、と以下のような論旨が続く。「……報道機関がその取材活動によって得たフィルムは、報道機関が報道の目的に役立たせるためのものであって、このような目的をもって取材されたフィルムが、他の目的、すなわち、本件におけるように刑事裁判の証拠のために使用されるような場合には、報道機関の将来における取材活動の自由を妨げることになるおそれがないわけではない」

「取材の自由」は尊重されなければならない。取材で得た情報を報道以外の目的に使うことは、その「取材の自由」に基づく取材活動の自由を妨げることになる。そのことを十分認めた上で、決定は、「公正な裁判」を実現するために「取材の自由」も、ある程度の制約を受けることがある、との判断を示している。

では、いかなるとき「制約」が許されるのか、という問題である。決定は、二つの利害を指摘している。(1) 提出を求められている取材情報が、裁判上証拠としてどれほどの価値があるのか、ということ。(2) 取材情報の提供によって、報道機関の「取材の自由」が、どれほど妨げられることになるのか、ということ。

この二つの利害を比較衡量して、提出の可否が決められる、としている。で結論は、当該フィルムが証拠上極めて重要な価値があること、一方、報道機関の不利益は忍受される程度のものであること、よって本件フィルムの提出は止むを得ないとの決定を下した。テレビ4社とすれば、この決定に従わざるを得ない。しかし、それなりの抵抗も見せており、日本新聞協会『取材と報道』(改訂2版)は、その辺の状況を次のように書いている。

「この（最高裁の）決定により、（昭和）45年3月4日、福岡地裁は令状を執行して福岡

のテレビ4社を捜索し、博多駅のフィルム（放映した部分）を強制押収しました。福岡地裁の押収措置については、関係4社はじめ新聞協会、民間放送連盟などの関係機関が遺憾の意を表明し、このような措置が繰り返されないよう要望しました」(注7)

この経過をみても分かるように、取材情報の提供は、全報道機関が考えるべき重要な課題である。そのことの認識があれば、TBSは、違った対応がとれたのではないか。なぜ、そうならなかったのか。TBSのOBである田原茂行氏は、「TBSは過去に裁判所へのビデオ提出問題で戦ってきた」と述べた上で、幹部たちの屈折した心理を指摘する。

「顧問弁護士とTBS幹部全体が捜査当局への警戒心という点で結束したのは、事実を無視した“反権力イデオロギー”へのもたれかかりによるものと私は推測する」(注8)

反権力の意識が先行したために、事実を冷静に把握するという作業がおろそかになった。そのために、検察が、TBSスタッフの事情聴取の過程で洩らした「早川メモ」情報の重大さを十分につかみきれなかった。その結果、検察との緊張が深まる。だが同時に、反権力の筋を通して、検察へのビデオ提出を拒否し続けたかとなる、そうはならなかった。この奇怪さが終始TBS幹部にまとわりつく。

3. 松本サリン事件の教訓

(1) 犯罪報道の盲点

犯罪報道ほど厄介なものはない。第一、関心度が高い。社会の病理を反映している、他人事ではない、という点でも公共の利害に大いに係わる。当然、急ぎ報道しなくてはならない。が、捜査情報は警察・検察が一手に握っており、事件の詳細はなかなかつかめない。警察の捜査に振り回されがちになる。さらに記者たちは、捜査員たちから聞き出す断片情報やリークをもと

に、周辺取材も加え、踏み込んで書こうとする。

動機や手口だけでなく、なぜそんな犯罪が起きたのか、その社会的背景を探るために、容疑者の生い立ちや家庭環境にまで取材が及ぶことも少なくない。結果としてプライバシーの侵害という問題が発生する。また、より速くより正確に、という原則も、激しい特ダネ競争にあおられ、締切に追われ、どうしても「より速く」の方にウエイトがかかり、誤報による人権侵害という深刻な事態が生まれる。

ところが、報道が間違っていたとしても、マス・メディアは、容易なことでは訂正の手立てを取ってくれない。結果として、人権侵害は放りっぱなしということになる。1980年代中頃から多少様子が違ってきたが、まだまだマス・メディアの誤報・虚報、人権・プライバシーの侵害への対応は十分ではない。

マス・メディアは、第四の権力だといわれる。それほどに影響力が強くなった。政治権力に立ち向かうときは、その力は頼もしい。しかし、報道被害に会った個人が、異議を唱えて対抗していくには、第四権力は巨大な壁になる。滅多なことでは、言い分を聞いてくれない。

松本サリン事件での報道の犠牲者とった第一通報者の河野義行さんは、「こちらは裁判の諸費用をあれこれ面面するのが大変なのに、メディアの側は、裁判に負けても賠償金なんて痛くも痒くもない。メディアは、個人が闘うには巨大すぎる相手です」と嘆いている。(注1) これは松本サリン事件が発生してから9か月後、サリンの被害者でもある河野さんが、やっと体調が回復して、訴訟に踏み切ったときの発言で、その後の数か月を含む約1年間、大量殺傷事件の“容疑者”としてさらし者にされていた。

犯罪や事件の報道パターンと報道被害者とのこの関係は、残念ながら、これからも無くなることはなく、永遠の課題として報道機関が背負っていくことになる。で問題は、いかに報道被害を少なくするかという努力と同時に、報道被害が起こったとき、いかにスピーディに対応す

るか、きめ細かい人権救済の措置をとるか、そのための意識改革がマスコミにとっての大きな課題となる。

1994年6月27日の深夜に発生した松本サリン事件は、宗教団体による犯罪であるという他に、私たちが初めて耳にする猛毒ガスが使われたという点で特筆すべき事件であった。が同時に、犯罪報道の在り方が問われたという意味でも、報道史上に残る事件でもあった。なぜ河野さんは、あれほど大々的に犯人であるかのように報道されたのか。また、され続けたのか。ほぼ1年間、名誉を回復されないままに放置されていたのはなぜか。同じことだが、訂正や謝罪、お詫び、誤報への検証が遅れたのはなぜか。中間で打つ手はなかったのか。もし地下鉄サリン事件が起こらず、オウム真理教団への一斉捜査がなかったら、河野さんの人権はどうなっていたのか。

先ほど河野さんの訴訟について触れたが、訴えを起こしたその日、なんとも奇妙な符合だが、地下鉄サリン事件が発生した。1995年3月20日の朝のこと、その日の夕刊各紙は、一面から社会面にかけ、この不可解な無差別大量殺人の詳報を大々的に報じた。その社会面の一隅に、たとえば朝日新聞では一段見出しで、小さく、河野義行さんが信濃毎日新聞社を訴えた、という記事が載っている。見出しへ「松本サリン事件 第一通報者の会社員が信濃毎日新聞を提訴」となっており、本文は「誤った報道で本人や家族の人格が傷つけられた」として、謝罪広告と損害賠償を求めて訴訟を起こした、と書いてある。

信濃毎日新聞が訴訟の対象になったのは、地元紙として影響力が大きいこと、河野さんを犯人扱いした報道が特にひどかったこと、などを理由として河野さんは挙げていた。しかし、マスコミの右代表として的を絞った、という意味合いもあった。

この訴訟について、当の信濃毎日新聞は、さすがに扱いを大きくし、三段見出しで伝えてい

る。「訴訟の要旨」と信濃毎日新聞社幹部（取締役編集担当）の「談話」も掲載しているのだが、この「談話」の強気の姿勢がひどく気になつた。「訴状を手にしていない現段階では、お答えのしようがないが、報道の自由にかかる問題の訴えであるなら、看過できない」と大上段に構え、さらに次のように語っている。

「信濃毎日新聞は、当事件について一貫して捜査の流れを追ながら客観報道に徹し、原告自宅の強制捜査以降は匿名報道を続けるなど、人権報道に細心の注意をはらってきた。一連の報道は、それぞれの時点でそれぞれ信頼に足る裏付けのある記事であったと信じている」

繰り返すようだが、河野さんのこの提訴は、松サリン事件から9か月も経つてから起こされたものである。その間、殺害に使われた有毒ガスはサリンであること、サリシは農薬の調合では簡単につくれないこと、河野さんは被害者であり、容疑を否認し続けていること、捜査が行き詰まっていること、そして1995年1月1日、上九一色村のオウム教団施設近くで、サリンの副生成物が検出されたこと（読売新聞の特ダネ）——これら捜査上の新事実は、河野さんの限りない「白」を指差している。にもかかわらず信濃毎日新聞は、強気の姿勢を崩さなかつた。報道被害者にとっては、なんとも厚い壁である。訴訟を起こされた以上は、負けられない、という防衛意識が、新聞社側に働いたのであろう。

信濃毎日新聞の名誉のためにいえば、他の新聞社、テレビ局、雑誌社とも、この時点までに、河野さんにお詫びも謝罪もせず、名誉回復の手立ても施さず、検証によって報道の行き過ぎを反省することもなかった、という点では似たようなものであった。むろん、初期報道に見られたような、河野さんを犯人扱いするような記事は減つたし、河野さんの潔白発言も報道されるようになった。しかし、警察もマスコミも、河野さんへの疑惑を捨ててはいなかつた。

マス・メディアのなかで最初に「おわび」の

社告と謝罪記事を載せたのは朝日新聞であったが、それも地下鉄サリン事件が起こり、オウム真理教団への強制捜査があつてから、さらに1か月後の1995年4月21日付の紙面でのことである。このあと各新聞社、テレビ局のお詫びや謝罪が、次々と続いた。

いずれも、地下鉄サリン事件の発生で、捜査局のスタンスが変わった、という状況を受けてのことと、信濃毎日新聞も6月2日、2段囲みの「おわび」を掲載した。「1日、警視庁などの捜査当局が（松本サリン）事件をオウム真理教団の組織的犯行と断定したことから、河野さんは無関係であることが判明しました。……心からおわびします」。朝日新聞の姿勢と、もし地下鉄サリン事件、オウム強制捜査がなかったら、どうなっていたかは分からぬ。

それに、「おわび」社告や謝罪記事は、もともと素っ気ないものであつて、誤報によって権利を侵害された被害者の名譽回復には、それなりに役立つとしても、なぜ誤報が発生したのかという原因究明には役立たない。初期報道のどこにミスがあったのか、思い込みや裏付け取材の不足が、どんな結果を招いたのか。それらの一つ一つを検証することで、犯罪報道への反省が生まれるし、その検証の詳報を紙面や番組で知らせることで、読者・視聴者の納得も得られる。

その点「おわび」社告の掲載は遅れたが、毎日新聞の「検証」記事は一番早く、かつ具体的で、走り回る記者たちの心理を浮き彫りにしていて、光っていた。

「検証」特集は、6月6日付紙面の1ページ全面を使って掲載された。検証「松本サリン」報道の1年・事件取材に重い教訓・裏付け取れぬまま「薬品調合ミス」走る——といった見出しで誤報に至る経過を細かく跡付け、河野義行さんの心境も詳しく伝えている。興味深い二、三の点を拾つてみると、次のようである。

①東京情報という権威。

松本市の静かな住宅街で、深夜、突如起こつ

たこの奇怪な事件に、警察も取材陣もパニックになった、というのが真相である。誰が？ なぜ？ 死亡の原因は？ そういう焦りの中で、翌日の午後10時、第一通報者である河野義行さん宅が殺人容疑で家宅捜索され、薬品類が押収された。被疑者不詳とはいえ、河野さんに照準が当たれていることは明らかであった。記者たちが飛びついたのはむりもない。しかし現地記者たちの背中をさらに強く押したのは、東京からの情報であった。毎日新聞の「検証」は、こう証言している。

〔28日午後〕10時55分、松本支局に東京本社から情報が飛び込んだ。『河野さんが「調合を間違えた」と話した』というもの。(東京の)社会部記者も総動員で、同事件の報告が上がるとみられる関係当局を夜回り取材。その結果だった。だが(長野)県警での情報の裏付けが取れなかつた。締切りが迫り、『極めて確度の高い情報だから』という声に押されるように送稿した。29日付朝刊一面トップで『調合「間違えた」救急隊に話す』と扱われた

いうならば、これが誤報の始まりである。朝日新聞も読売新聞も、後日の「検証」記事で、同じ東京情報に振り回されたことを告白している。農薬の調合ミスで有毒ガスが発生、そのミスを犯したのは第一通報者の河野さん、というパターンが出来上がってしまつた。

②サリンという未知の毒ガス。

農薬についての化学知識にも乏しい上に、ましてやサリンとなると驚天動地のシロモノである。記者たちは、サリンが旧ナチが開発した猛毒の神経ガスと知り、「とんでもないものが出てきた」と顔を見合わせる。サリンが、押収された農薬から生成出来ないことを後で知るが、最初は簡単に作れるように考え、思い込みに輪がかかる。警察の見込み捜査の間違いも、ここに発する。その警察の片言隻句に踊らされる。「河野さんが原料をどこかに隠したのではないか」と捜査本部の幹部が話すのを聞くと、そうかもしれないと記者たちは納得し、「これだけ

警察がやっているのだから」と、河野さんへの疑惑は消えなかった、という。

③捜査当局への依存

初期報道が初動捜査に引きずられるのは止むを得ないとしても、少なくとも事件6日後、現場からサリンが検出されてからは、報道陣の独自取材が可能であったはずである。事実、サリン生成には特別な原料と装置が必要であることを、専門家の意見として、部分的だが報じている。が、それ以上には踏み込まず、河野さんへの“容疑”はそのままに放置された。県警の河野さん周辺への捜査がずっと続いたこと、他紙にも同じ記事が掲載されていたこと、そのため「大丈夫だろう」との安易な姿勢が記者にあつた、と「検証」記事は反省している。

捜査に依存する報道体質について、河野さんは後に、こう批判している。「警察は疑いをかけて犯人を捜すのが商売だが、マスコミはそれを冷静に客観的に見つめるのが仕事だろう。マスコミは終始、警察と一緒にになって犯人探しをしていたように思う」「マスコミは他者を批判することはたけているけれども、自分たちの過ちは容易に認めようとしない。訂正、謝罪ができるまでに一年かかったことは、その意味で残念でならない」(注2)

確かに何とも遅い「おわび」であり「検証」ではあった。そのことは悔いの残る重大な反省点であり、その間、河野さん一家に与えた苦痛ははかりしれない。「おわび」や「検証」ですむものではないが、でも、ともかく、報道機関が、やっとここまで「説明責任」を果たすようになったことは、明記しておいてよかろう。テレビ局も検証番組を組み、河野さんへの謝罪の意思を表明した。

(2)「検証」原則について

先に1980年中頃から犯罪報道に変化が見え始めたと述べたが、いうまでもなく、この背景には、国民の権利意識の向上がある。報道被害者の異議申立てが、当然ながら増える。冤罪

事件の続発やロス疑惑報道、パリ人肉殺人事件報道などを通じ、犯罪・事件・事故に関する報道の在り方に批判の目が向けられ、報道機関の方でも、反省が生まれた。

公権力に係わる事件の他は匿名報道にすべし、という提唱がなされたり、日本弁護士連合会でも1987年11月の人権擁護大会で、「原則匿名報道の実現に向けて匿名の範囲を拡大せよ」との宣言を採択している。このメディアへの異議申立ては、東京弁護士会人権擁護委員会が編纂した『報道被害対策マニュアル』(1996年1月刊)の形をとる。多くのマスコミは、別件逮捕のような場合、匿名で報じるようになったし、婦女暴行事件の被害者名についても、報道しないケースがふえた。連行写真も抑制している。

一方、それまで呼び捨てだった容疑者に、「○○容疑者」と容疑者の呼称をつけ始めたのは1984年4月のこと、NHKが先鞭をついた。やがて一部民放局がこれにならい、さらに1989年11月以降、他の民放、新聞、通信社が同調することになった。

ただ匿名の頻度をふやしたり、容疑者の呼称をつけたからといって、事態が解決するわけではない。早い話、河野さんの場合、家宅捜索を受けてから、匿名で報道をするメディアが多かったが、人権擁護という意味では何の効果もなかった。むしろ河野さんの方から、実名報道を希望したくらいである。また、容疑者という呼称をつけることで安心して、過剰に踏み込んで書いたりしたのでは、本来の精神が生かされないことになる。

これらの人権に配慮した報道姿勢は、当然、守られるべきだし、これからも論議を深めていくべきことがらである。それを承知の上で、強調しておきたいのは、むしろ、訂正、おわび、検証という作業を、より機敏迅速に、具体的に、出来るだけ詳細に行うことの重要性についてである。このことは、いますぐに報道機関にとって実行可能な対応であるはずである。事実、不

完全ではあるが各メディアは、その方向に向かっている。先に触れた毎日新聞の「検証」記事がその一例だし、この稿の第1章と第2章で述べたテレビ朝日とTBSの「検証」番組や「調査報告」も、その流れの中にある。新聞では、さらに遡って1989年に先例がある。

1989年は、新聞の深刻な虚報、誤報事件が続発した年であった。4月には、西表島のサンゴにカメラマンが傷をつけ、さも心ないダイバーの仕業のように見せ掛けて、環境保護に警告を発する捏造記事を掲載した朝日新聞のサンゴ事件。6月には、大阪府警が、グリコ事件の主犯と実行犯の取調べを始めたことで、ついに事件が解決に向かった、と報じた毎日新聞の誤報事件。8月には埼玉の連続幼女誘拐殺人事件の容疑者宮崎勤の秘密アジトを奥多摩で発見、警察が多数の有力物証を押収した、と報じた読売新聞の誤報事件。

いずれも、人権侵害に直接係わる事例ではないが、特ダネ意識や功名心にかられて起こったという点では共通している。読売新聞は翌日に「おわび」と統報を掲載、毎日新聞は少し遅れ、9日後に「遺憾」表明の編集局長原稿を載せたが、朝日新聞は調査に手間取り、おわびや処分が二転三転し、ついに社長の辞任にまで発展した。

このうち朝日新聞と読売新聞は、その年10月の新聞週間に合わせて、「検証」記事を載せた。朝日新聞は4ページ、読売新聞は2ページを使っての検証で、いずれも力の入ったものだったが、その内容には著しい違いがあった。読売新聞は、社内の組織的なチェック体制や審議機関の説明に大半を割き、「誤報」がなぜ起きたかについての「調査結果」は、全体の三分の一にも満たない。しかも「『アジト』誤報の問題点」と題されたこの調査報告は、一般的な反省に止まっている。たとえば、こういう一節がある。

「激しい取材競争の中で一線記者が冷静さを失い、断片的な情報を総合する段階で、強い思

い込みから不確かな『事実』を間違いない『事実』と信じ込んだ」(10月15日付朝刊)

検証で重要なことは、具体的であることだが、これでは、どういう情報を、なぜ、どういうふうな事実と思い込んだのか、そのいきさつがさっぱり分からぬ。間違いを犯した記者の人物像についての説明もない。

こういう「検証」特集が話題になるとき、必ず引き合いに出されるのが米ワシントン・ポスト紙の「ジミーの世界」虚報事件である。この記事は1980年に女性記者が、ヘロイン中毒に犯された8才のジミー少年の家庭をルポしたものだが、ピュリツァー賞の受賞決定とともに、捏造であることが判明した。ワシントン・ポスト紙は、ただちに社内オンブズマンに調査を依頼、3日後に詳細な調査報告を紙面に掲載した。内容は、女性記者の野心的な人物像から社内チェック体制のお粗末な実体まで、詳細に調べあげ、この記事に係わった記者、編集者すべてを実名で俎上にのせ、反省を迫っていた。関係者全員の顔写真入り、という念の入れ方である。

「アジト」誤報と「ジミーの世界」虚報では、間違いの度合いに大きな落差はあるが、検証の基本スタンスは同じであるはずである。朝日新聞の「サンゴ損傷事件の調査報告」(10月9日付朝刊)は、明らかに、このワシントン・ポスト紙の「調査報告」を参考にしており、2ページ半近くを使って、事実経過をこと細かく、具体的に記述していた。関係したカメラマン、デスク、部長その他の責任者も実名で登場する。当のカメラマンの心境として、「いい写真を撮って帰りたい一心だった」「責任を感じる事態が重なっていた」という告白も載っている。

さらに「再発防止への対策」として、社外の識者の意見・批判を聞く「紙面審議会」の設置や、読者の苦情や抗議を受けて社内調査をする「読者広報室」の創設を約束している。また、間違った記事の訂正のときは、(1) わかりやすく (2) 関係者への配慮は十分に (3) できるだけ新しい情勢も加えて——という三原則を

もとに、目立つ扱いにするとの新しい方針を打ち出している。

日本の新聞史上初めてと思えるこの徹底した調査報告は、権利意識に敏感になってきた時代背景があつてのことではあるが、大きな誤報・虚報が発生したときの対応の仕方としては、一つのモデルを作ったといえる。ただし、これとて十分ではなく、たとえば、同じ紙面でジャーナリストの立花隆氏は、ワシントン・ポスト紙のケースと比較し、手厳しい批判を加えている。

「はっきり申し上げて、私は朝日の対応に不満である。この紙面も含めて不満である。もう事件以来、5カ月以上も経過しているのである。何を今ごろモタモタやっているのだろう。この程度の調査と、この程度の対応策作りに、どうしてこんなに時間がかかったのだろう。このもたつきは、朝日が事件の本質とその重大性を認識していないことのあらわれではないのか」

と、まず「遅すぎた検証」を糾弾し、続いて事実経過の底にあるものが掘り下げられていない、と二つの問題を指摘する。

一つは、サンゴを傷つけ、写真を捏造したカメラマンの人物像が明らかにされていない、ということ。それが分からなければ、どこまでが個人の責任で、どこからが組織の責任であるのか分からない。ひいては、正しい再発防止策も講じられない。

二つは、報道写真界のカルチャーについて言及していない、ということ。カメラマンは「魔がさした」のではなく、「この程度なら許容範囲」と考えていたのではないか。問題は、現場に手を触れることが、どこまで許され、どこからは絶対許されないのか。写真部で議論を深め、一定の原則を確立しなければ、また同じことが起きる。

立花氏の批判は、ズバリ核心を突いている。これから検証は、新聞でもテレビでも、これらの諸条件を満たすものでなくてはなるまい。その点で、朝日新聞の検証も、モデルは作ったが満足のいくものではなかった。特に、遅すぎ

た検証の失敗は、松本サリン事件でも再現された。

検証は、具体的に、機敏迅速に、できるだけ詳細に、というのが鉄則であって、そのどれかを欠いても、検証の値打ちが薄れる。サンゴ事件の場合、新聞週間に合わせる、という計算があって遅れたとしたら、スピーディーな検証が、説明責任を果たす上でいかに重要か、その認識に欠けていたといわても仕方がない。

テレビ界では、1990年代に入ると、いわゆる「やらせ」事件が続いて起こり、おわびと同時に検証番組を制作して、まがりなりにも視聴者への事実経過の説明に努めた。NHKの「禁断の王国・ムスタン」事件（1992年）と、テレビ朝日の「中国・死刑囚の臓器売買」事件（1993年）がその代表例だが、いずれも説明責任が求められている時代の流れに沿ったものである。

4. 情報公開法と多チャンネル懇

最後に、報道機関を取り巻く社会的環境の変化を読み取る上で、1996年11月と12月に出された二つの「最終報告」に注目しておきたい。

一つは、11月1日、政府の行政改革委員会の行政情報公開部会が発表した情報公開に関する最終報告（情報公開法要綱案）である。これは、国の行政情報への開示請求権を取り決めたもので、目下、政府の手で法案化作業が進められており、1998年の通常国会に提出されるはずである。情報公開の法制化が、地方自治体からやっと国レベルにまで達した、ということの意味は大きい。

もう一つは、12月9日、郵政省の放送行政局長の私的研究会「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」（以下「多チャンネル懇」）が出した最終報告で、ここでは苦情対応機関としての、いわゆる「第三者機関」の設置をめぐって議論が沸騰した。結果は、両

論併記のような形になったが、流れとしては、放送メディアへの厳しい注文が付いた。

二つの「最終報告」のうち前者は、国の行政に関するものではあるが、「第四権力」ともいわれる報道機関へのアクセス権を問う論理構造を孕んでいるし、後者は放送メディアに関することではあっても、新聞・雑誌ジャーナリズムとも無関係ではありえない。この辺を読み違えると、これから報道メディアは、読者・視聴者から限りなく遊離していく。

(1) 情報公開と報道

行政に対する情報公開の請求は、1966年アメリカで情報自由法が制定され、以後、欧米諸国で法制化が進んでいったといわれている。もともと、この情報自由法は、第二次世界大戦での政府の秘密主義に異議を申し立てたアメリカのジャーナリストたちが、知る権利の重要性を主張し、その働きかけで実現したものであった。1974年に大幅に改正され、今日にいたっている。

この間、日本のマスコミでも、知る権利については論じられたが、あくまで「知る権利は、スローガン的に意味を持つものとらえられたにすぎず、それを実現する立法化を要求するという意識にまでは達しなかった」と、一橋大学教授・堀部政男氏は指摘する。(注1) こうした状況のなかで、いくつかの報道の根幹に係わるような事件・裁判が続いた。堀部教授の説明を借りれば、以下のような経過をたどる。

(1) 1969年11月、最高裁大法廷が、博多駅フィルム提出命令事件に関する決定で、報道機関の報道は国民の「知る権利」に奉仕するものであると、カギ括弧付きながら、知る権利という概念が使われ注目された。(この件は、本稿すでに詳述)(2) 1971年、アメリカでベトナム秘密文書報道事件が発生し、裁判の結果、新聞メディアが勝訴した。(この件も、本稿で触れた)(3) 翌1972年、日本では外務省密約電文漏洩事件が起こり、新聞記者が

逮捕されるという事態にまで発展した。(4)これらのが契機になって、堀部教授たち学者を中心に、日本でも、知る権利を実現するための法律の制定を求める声が強まった。(5)しかし、これら先駆的な提唱にもかかわらず、1970年代においていえば、堀部教授が嘆くように、「メディアは、知る権利を情報公開請求権的にとらえるという発想にはならなかった」のである。(注2)

古来、情報は自らの取材力でつかんでくるものという牢固とした信念が、記者・編集者たちにはある。そのため行政上の公文書を役所の手続きに従って手に入れ、記事に仕立てることは、何か潔しとしない気持ちが働きがちである。それに公的情報へのアクセス権は、市民ではなく、優先的に報道機関にある、という思い入れ。これらの意識が情報公開法への関心を削いだ形になった。この間、たとえばアメリカでは、情報公開の法制化が進み、記者たちは情報自由法を使って情報を手に入れていた。日本では、この数年、弁護士を中心とした市民グループが、いち早く地方自治体の情報公開法に注目し、目覚ましい働きを見せている。「地方の時代」の思想とも強く結びつく。

日本の地方自治体では、1980年代に入ると急速に情報公開条例制定の動きが広がり、1982年、山形県金山町に公文書公開条例が制定されたのを皮切りに、今や47都道府県と23特別区すべてに条例・要綱が成立し、市町村での普及率も1割を越え、325市町村に及んでいる。大部分が法的拘束力を持つ条例である。(注3)

この情報公開条例の威力が遺憾なく発揮されたのが、1995年から96年にかけての食糧費・官官接待の追及であり、宮城、秋田、北海道ほか全国各地で、市民オンブズマンたちが日を見張る活躍をする。情報公開条例を使って得た膨大な公文書を忍耐強く、綿密に分析し、食糧費の多くが中央官庁の役人をもてなす接待費に使われていたことを突き止める。さらには、

カラ接待やカラ出張など、莫大な金額の公金不正使用を摘発、秋田県では知事を辞任にまで追い込んだ。これで情報公開条例の名声が、一躍、官官接待の言葉と共に全国的に知れわたることになる。

むろん、これら市民オンブズマンの活躍をニュースとして報道し続けたメディアの役割も大きかったが、報道機関自身が取材手段の一つとして情報公開制度を利用することは少なかった。「情報公開法を求める市民運動」事務局長の奥津茂樹氏は、こう言っている。

「1995年の全国市民オンブズマン連絡会議による官官接待の追及を機に、少なくとも活字メディアでは一変する。……次々とスクープを飛ばすオンブズマンたちに、記者たちも『これでは、いけない』と思ったのだろう」(注4)

新聞メディアの記者たちが、やっと情報公開条例に目覚め、それを利用し始めたことで、たとえば北海道新聞社は、「北海道庁公費乱用一連の報道」で平成8年度(1996年度)の新聞協会賞を受賞することになった。授賞理由に、こう書かれている。「情報公開条例に基づいて入手した文書をパソコンで解析、裏付け取材するという新しい調査報道の手法でスクープを重ね、道庁の組織的な裏金作りの実態を暴いたキャンペーン報道は高く評価され、新聞協会賞に値する」

朝日新聞も、たとえば1997年4月4日付朝刊の社会面トップで、神奈川県知事・副知事の交際費の使途の問題点を大きく報じたさい、その前書きに「朝日新聞が県公文書公開条例をもとに入手した公文書では明らかになった」と、情報の入手経路を明記していた。注目していいことではないか。

市民オンブズマンや市民団体の活動を勢い付けたものに、次々に下される裁判所の先駆的判断があった。時代の潮流を裁判所がいち早く読む、という珍しいケースである。仙台地裁(1996年7月)、東京高裁(97年2月)、大阪地裁(97年3月)と続いた判決で、公費を使

っての懇談会に出席した公務員の名前は、プライバシー保護の対象にはならない、と全面公開を認めた。この結果、地方自治体は、接待相手の個人名や肩書を墨塗りで隠すことが難しくなった。大阪地裁の判決は、さらに一步踏み込み、相手が公務や会社の仕事で会議に参加した場合は、公務員に限らず審議会委員や報道関係者などの民間人でも、個人名や肩書を含め全面公開すべきことを命じている。(97年3月26日付「朝日新聞」)

公開されるべき情報の中身についても、決定済みの公文書だけでなく、政策決定過程の会議の議事録の公開にまで及ぼうとしている。97年3月22日、川崎市の会議公開制度研究委員会が、市長に提出した答申案が、まさにその方向を示している。

こうした急進的な「開かれた自治体」が現実化していく中で、中央官庁の行政情報の公開を定めた「情報公開法要綱案」が発表されたのである。国も動き出した。つまり国も自治体も、少しづつではあるが裸にされようとしている。「要綱案」の「目的」には「国民主権の理念にのっとり……行政運営の公開性の向上を図り」「国民による行政の監視・参加の充実に資する」——そのための情報公開、と書かれている。この目的が、直ちに文字通り実現するものとは思えないが、明らかに時代が変わりつつあることは確かである。そのときの報道機関の役割と責任は何か、という問題が出てくる。

一つは、報道機関が取材の一つの手段として情報公開制度を積極的に使い、その有効性と欠陥を検証してみせることである。重要文書が記者クラブに発表される前に、市民グループに渡っては困る、と夢にも考えないことである。

二つ目は、「情報公開法要綱案」の法案化の過程で起きる各省庁の抵抗を監視し、より開かれた政府の実現に向けて論陣を張ることである。外交・防衛上、犯罪捜査上の秘密は、どこまで不開示の範囲に入れられるべきものなのか。逆に個人情報保護への配慮は十分なされて

いるのかどうか。いくら情報公開法が出来ても、エイズ資料が出てこないような法律では何にもならない。

三つ目は、実はこれが本稿と係わってくるのだが、情報開示が求められる時代に、報道機関自身が、どこまで開かれたメディアとなり得るか、ということである。メディアは行政機関とは違う、と構えているわけにはいかない。取材源や取材内容の秘匿など、報道機関に不可欠の、守らなければならない鉄則がある。それらのことに対する分配慮したことであるが、取材・報道上のトラブルがあったり、虚報・誤報の問題が起こったりしたとき、すでに指摘したように、機敏迅速に、かつ誠実に、検証、訂正、おわびをすること、必要な情報は開示すること、これらの行為によって、はじめて開かれたメディアが実現する。読者・視聴者からの苦情についても、傲慢にならず窓を開くことである。

確かに、この数年の間に、新聞、テレビとも、読者や視聴者の苦情への対応、第三者である有識者の意見採用、組織内のチェック機能の強化、と様々な工夫を凝らしているが、情報の受け手の側から見ると、マスコミの壁の厚さだけが依然目につく。コトが起こったときの自浄努力も、まだ心もとない。

「情報公開法要綱案」では、「知る権利」という言葉は、目的規定の中に「明示的に」に書き込まれることはなかった。「最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての『知る権利』は認知されるに至っていない」というのが、その理由であった。代わりに「国民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務（説明責任）を全うする制度を整備することが必要である」として、政府の「説明責任」を明快に規定している。（注5）報道機関は、拠って立つ基盤が異なるにしても、この「説明責任」を読者・視聴者から強く求められているという点では、同じことではないか。苦情への対応についても、報道する側の社会的責任が強く求められている。

(2) 多チャンネル懇と第三者機関

多チャンネル懇（「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」）の最終報告が、各テレビ局に突きつけている課題は、もっと直接的、具体的である。郵政省・政府・与党が、放送メディアに対して政治的、行政的介入を強めようとする意図が透けて見えるが、彼らが視聴者のマスコミへの反発を味方に付けていっているという点で、手強いのである。

もともと多チャンネル懇は、1993年10月に起こったテレビ朝日報道局長・椿貞良氏の「勇み足」発言がきっかけで発足した、という一面がある。非自民の細川連立政権成立の背後に、それを手助けしたテレビ朝日の選挙報道があった、と思わせるような椿発言は自民党を痛く刺激し、政治問題化した。放送法には、報道における「政治的公平」が義務付けられている。その公平原則に抵触するかどうかが議論になり、椿氏の国会への証人喚問にまで発展した。

椿発言には、テレビ朝日の報道に対して、自民党からしばしば直接、間接の政治的圧力がかかったとの暴露発言も含まれていたのだが、放送の自律を侵害するこの発言の部分は、棚上げされたままだった。テレビ朝日側も、この側面に触れる余裕はなく、ひたすら恭順の意を示し1994年8月、「政治的公平を疑わせる発言だったが、放送した番組を検証した結果、全体として不公正な放送はなかった」との調査報告を郵政省に提出し、一件落着の形をつくった。

しかし、この椿発言問題が尾を引き、「政治的公平」を錦の御旗に、政治・行政が放送メディアに何らかの規制を加えようとする動きが加速される。一方、テレビ放送に対する人権侵害訴訟が増えて来た、という状況も背景にある。1995年放送法の一部が改正されたが、その改正案の可決のさい、国会で付帯決議が付けられた。

放送法の改正そのものは、歓迎されるべき内容のものであった。それまで放送による被害者が、テレビ局に訂正放送を請求できる期間は

「放送後2週間以内」とされ、番組の保存義務も「放送後3週間以内」と決められていたのが、被害者の権利救済を助けるために、それぞれ「3カ月」に延長されたのである。このときの付帯決議に、

「放送法を遵守した放送番組の確保等放送番組の一層の適性向上を図るための方策について、幅広く意見を求め検討を行うこと」

との政府への要請が加えられた。この要請を受けて郵政省は、同年9月、放送行政局長の私的研究会「多チャンネル懇」（座長・有馬朗人理化学研究所理事長）を発足させたのである。衛星デジタル多チャンネルの放送開始が目前に迫っていたために、この名前が付けられたのだが、議論の中身は、既存のテレビ局の在り方を問うものであった。しかも、議論の過程で、TBSビデオ問題が顕在化し、テレビ局への不信を一層募らせる働きをした。このことが郵政省や視聴者代表を強気にし、放送による人権侵害や放送内容への苦情に対応する「第三者機関」の設置を強く求めることになる。

1996年12月に出された多チャンネル懇の最終報告書を読むと、論議の焦点がどこにあったかが、はっきりと分かる。番組低俗化と青少年保護の問題、政治的公平の確保の問題、そして人権侵害や苦情に対する処置の問題。これらの諸問題を議論する中で、報道メディアがすでに持っている外部識者で構成する番組審議機関や、内部的な視聴者センター、こうした諸機関への不信感が根強いということ、さらには、新しい第三者の組織づくりを期待していること、などが浮き彫りになってきた。特に苦情対応についてそうで、たとえば、次のような文章になって表れている。

「現在の放送法は、憲法に保障される表現の自由の一形態として、番組編集の自由を規定しているが、自由に伴う責任としての番組編集の責任が曖昧になっているという批判が一部にある。放送が印刷メディアと異なり記録に残りにくい点も、この問題に影響を与えている」^(注6)

「放送法令・番組基準にかかる重大な苦情には、視聴者の権利侵害にかかる苦情の多くが含まれると考えられるが、こうした苦情については、放送事業者自らの判断に委ねるべきとの考え方もあるが、一方の当事者である放送事業者に適正な解決を求めるることは、判断の公正性等の点において、一定の限界があると考えられる」

従って、重大な苦情に関しては、当事者間での解決が付かない場合「放送事業者以外の者に判断を委ねる仕組みを設けることが考えられる」と、苦情対応への「第三者機関」の設置を提言する。そして、苦情対応機関の判断は、裁定力はないにしても、「尊重されることが望まれる」と、踏み込んだ記述になっている。

もちろん、多チャンネル懇のメンバーである放送メディアの代表（NHK会長、民放連会長）は、ミュアンスの違いはある、この提言に猛反発し、言論・表現の自由にかかる問題であるから、苦情については、放送事業者の自らの判断に任せられるべきである、第三者機関の判断に拘束されるようなことは容認できない、と主張した。結果はすでに触れたように両論併記となり、第三者機関の法制化は免れたものの、メディア側は土俵際まで追い詰められた。

メディア側が追い詰められた背後には、すでに述べたように視聴者のテレビ不信がある。視聴者の代表ともいいくべき多チャンネル懇のメンバー、たとえば、日本PTA全国協議会や主婦連合会の代表は、これまでのテレビ局の不誠実な対応について、厳しく批判した。青少年に悪影響を及ぼす番組の改善をテレビ局に申し入れたが、改善の兆しは全くない。番組内容を問い合わせても、たらい回しにされ、事實を知るのに半年もかかった。何かといえば表現の自由を主張するが、視聴者の思いや報道される側の人権にも十分配慮すべきである、など。^(注7)日本弁護士連合会の代表も、人権擁護の立場から第三者機関の設置に積極的な理解を示していく。

そのうえ、1996年6月には、東京高裁が、放送メディアには耳の痛い判決を下している。放送により名誉を毀損されたと訴える原告が、TBSに対し、確認のための当該番組の視聴を求めたところ拒否された。これは視聴請求権の侵害であるとして原告が訴え、裁判で争われていたが、東京高裁は、「放送事業者は請求に応ずべき義務がある」と、TBSの敗訴を申し渡した。高裁にまで持ち込まれたという一事で分かるように、メディアの情報開示の壁は厚い。しかし、その頑なさを許さないのも時代の要請なのである。

放送メディアの視聴者対応の遅れについては、ジャーナリズム論やメディア法研究者の間でも、ほぼ意見が一致していて、たとえば「最終報告」を受けての鼎談で、原寿雄氏（民放連放送番組調査会委員長・元共同通信編集主幹）は、こう述べている。「視聴者のことをきちんと考へる思想的準備も、もちろん制度も放送界にはなくて、文句をいってきたら窓口で対応しようというレベルに今なおとどまっているという問題は、たしかにあります。視聴者をそんな程度に扱ってすむ時代ではないことは、郵政省のほうがよく知っていたということでしょうね」(注8)

いまたまた放送メディアのことが俎上に上っているが、同じような意味で、新聞メディアも例外ではなく、苦情や権利侵害へのより一層の真摯な対応が求められている。放送事業が免許事業であるために、監督官庁である郵政省が前面に出、そのことが目立っているに過ぎない。ここで提起されている問題は、オンブズマン制度や新聞評議会の設置問題に及んでくるが、私が本稿で強調したいのは、とにかく新聞もテレビも、時代の潮流を十分に読み取り、自主・自律の立場に立って、読者・視聴者の不満・苦情・人権侵害・名誉毀損に対して開かれた道を探ることである。

NHKと民放連（日本民間放送連盟）は、多チャンネル懇の「最終報告」や自民党通信部会

の声にせかされて、共同で自主的な第三者機関を設置することを決め、1997年6月、急ぎ発足させた。苦情の具体的な審査をするのは「放送と人権等権利に関する委員会」で、委員には、元最高裁判事や弁護士、言論法の学者ら、いわゆる放送事業者以外の「第三者」8人が選ばれた。

審理されるのは、「放送法令・番組基準にかかる重大な苦情、特に権利侵害にかかる苦情」であって、当該放送局との話し合いが付かなかったものを受け付ける。審理の結果は「勧告」「見解」として出され、委員会が「公表」する。テレビ局も苦情申立て人も、この結論を尊重し、放送事業者は「これを重く受け止め、対応する」となっている。裁判に持ち込まれたら、その段階で審理は中止される。

ここで重要な点は、第一義的には、苦情は各放送局に持ち込まれるということで、放送局自身の自律的対応が試されるのである。共同でつくる自主的な第三者機関の存在は、あくまで抑止的な効果を持つものと考えた方がよく、その機関が威力を発揮するようでは不甲斐ない。

松本サリン事件報道やTBSビデオ問題での教訓を生かすために、放送界では、放送・番組基準のガイドラインを見直したり、共同で新しい放送倫理基本綱領を作ったりした。それはそれなりに意義のあることではあるが、そのことが現場の記者・編集者・ディレクターたちの手足を必要以上に縛り、萎縮効果を与えたのではなんにもならない。経営のトップにも、腰が引けるような姿勢が出て来ないかどうか。ペルーの「突撃取材」をめぐる動きの中に、すでに指摘したような危険が見てとれる。

本来、取材は、一歩も二歩も踏み込むことで成立するもので、その危うさを避けては、真実の報道は難しい。そのことと背中合わせで、残念ながら、誤報や権利侵害が発生する。そのときどう対処するか。時代は、さまざまな注文を報道機関に突きつけている。

*注 駅

1. ペルーア人質事件「突撃取材」の意味

- (1) 1997年5月12日付「朝日新聞」は、40%台に低迷していたフジモリ支持率が、リマ事件が解決した翌日の世論調査で一気に67%に達したが、二週間後の調査では50%に急落した、と報じている。急落の理由は、主として内政問題にあるが、大統領が派手なパフォーマンスで突入を政治的に利用し過ぎたのも理由の一つ、と識者の声を伝えていたのは皮肉であった。支持率は、その後、さらに下落する。
- (2) 1997年4月29日付「読売新聞」から引用。
- (3) 同年4月28日付「朝日新聞」。
- (4) 田中豊『政府対新聞 国防総省秘密文書事件』(1974年、中公新書) p79。
- (5) (6) 原田浩司「われ、ペルー大使公邸に突きせり」(『新潮45』4月号、1997年、新潮社) p58。
- (7) 伊藤正「ペルーア人質事件、大使公邸内取材をめぐる真実」(『創』3月号、1997年、創出社) p114。
- (8) 原田浩司「日本のメディアが自殺した日——公邸内取材バッシングへの反論」(『創』5月号、1997年、創出版) p108。
- (9) (10) 青山繁晴「特派員日誌 報道管制下の攻防4か月」(『文芸春秋』6月号、1997年、文芸春秋) p173~175。

2. TBSビデオ問題への視点

- (1) 「第2次調査報告」(1996年4月30日)は幾つかの調査報告から成っているが、ここでは「特別調査人調査報告」と「坂本弁護士テープ問題」及び関連事項調査報告」を使った。以下、同じ。

- (2) 江川紹子『「オウム真理教」追跡2200日』(1995年7月、文芸春秋) p57~58。
- (3) パネル・ディスカッション「オウムとテレビ」での発言。(『放送レポート』5月6日号、1996年、晚報社) p13。
- (4) 「資料構成・TBS自らの『問題』報道・その1」(『総合ジャーナリズム研究』夏号、1996年、東京社) p69~70。
- (5) 日本新聞協会『取材と報道 新聞編集の基準 改訂2版』(1990年、日本新聞協会) p151。
- (6) 鈴木茂嗣「報道の自由と公正な裁判——テレビフィルム提出命令事件」「別冊ジュリスト マスコミ判例百選・第2版」、有斐閣、1985年) p18~19。
- (7) 日本新聞協会 前掲書。p153。
- (8) 田原茂行『TBSの悲劇はなぜ起ったか』(1996年、草思社) p94。

3. 松本サリン事件の教訓

- (1) 河野義行「松本サリン事件が私に残したもの」(『創』6月号、1995年、創出版) p110~111。
- (2) 河野義行『「疑惑」は晴れようとも』(1995年、文芸春秋) p130, 226。

4. 情報公開法と多チャンネル懸

- (1) 堀部政男「情報公開とメディア 媒体の活発な法利用を注視する」(『新聞研究』2月号、1997年、日本新聞協会) p66。
- (2) 堀部政男他鼎談「情報公開法要綱案をめぐる基本的問題」(『ジュリスト』3月1日号、1997年、有斐閣) p5。前掲誌p66。
- (3) 自治省行政課調べ。1997年4月1日現在。同年6月3日付「朝日新聞」による。
- (4) 奥津茂樹「取材手段としての情報公開」

- (「月刊民放」2月号、1997年、日本民間放送連盟) p 14。
- (5) 「情報公開法要綱案の考え方」(「法律時報」1月号、1997年、日本評論社) p 60。
- (6) 多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会編『放送多チャンネル時代』(1997年、日刊工業新聞社) p 32~43。
- (7) 「朝日新聞」1996年12月6日付、1月10日付。
- (8) 原寿雄・田島泰彦・浜田純一「編集権絶対論と第三者機関設置の狭間で」(『放送レポート』3月4日号、1997年晚聲社)。